

保育認定（3号）を受けた子どもの利用者負担額

3号認定（3歳未満児）

（平成30年4月1日時点の到達年齢になります）

| 保育認定 | | 日光市の利用者負担額（月額） | |
|-------|--|----------------|---------|
| 階層区分 | 階層区分説明 | 保育標準時間 | 保育短時間 |
| 第1階層 | 生活保護法による非保護世帯及び、中国残留邦人等の円滑帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律による支援給付世帯 | 0円 | 0円 |
| 第2階層 | 市町村民税 非課税世帯 | 6,000円 | 6,000円 |
| 第3階層 | 市町村民税 所得割課税額 24,300円未満 | 12,000円 | 11,700円 |
| 第4階層 | 市町村民税 所得割課税額 24,300円～48,600円未満 | 14,000円 | 13,700円 |
| 第5階層 | 市町村民税 所得割課税額 48,600円～77,101円未満 | 20,000円 | 19,600円 |
| 第6階層 | 市町村民税 所得割課税額 77,101円～97,000円未満 | 22,000円 | 21,600円 |
| 第7階層 | 市町村民税 所得割課税額 97,000円～134,000円未満 | 28,000円 | 27,500円 |
| 第8階層 | 市町村民税 所得割課税額 134,000円～169,000円未満 | 30,000円 | 29,400円 |
| 第9階層 | 市町村民税 所得割課税額 169,000円～301,000円未満 | 38,000円 | 37,300円 |
| 第10階層 | 市町村民税 所得割課税額 301,000円～397,000円未満 | 50,000円 | 49,100円 |
| 第11階層 | 市町村民税 所得割課税額 397,000円以上 | 65,000円 | 63,800円 |

- ◆ 最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降については無料となる制度がありますので、詳しくは市町村へお問い合わせください。
- ◆ 階層区分は、4月～8月は前年度分の市民税、9月～翌年3月は当年度分の市民税額により決定する予定ですので、8月以前と9月以降で利用者負担額が異なることがあります。
- ◆ この利用者負担額(案)のほか、給食費などの実費徴収や上乗せ徴収が必要となる場合があります。